

(案)

政 委 第 号

平成 21 年 12 月 9 日

日本司法支援センター評価委員会

委員長 山本 和彦 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員長 岡 素之

平成 20 年度における日本司法支援センターの業務の実績

に関する評価の結果についての意見について

当委員会は、平成 21 年 8 月 31 日付けをもって貴委員会から通知のあった「日本司法支援センターの平成 20 年度における業務の実績に関する評価の結果について」に関して、別紙のとおり意見を取りまとめましたので、通知します。あわせて、独立行政法人等の契約の適正化に関する調査結果について別紙 2 のとおり、独立行政法人の諸手当及び法定外福利費に関する調査結果について別紙 3 のとおり、内部統制に関する取組が顕著な独立行政法人の事例について別紙 4 のとおり取りまとめ、送付しますので、よろしくお取り計らい願います。

当委員会としては、平成 21 年 3 月 30 日に取りまとめた「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、同日に独立行政法人評価分科会において取りまとめた「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」等に沿って、政府全体の評価の厳格性、信頼性の確保に重点を置き、横断的に評価を行ったところです。

今後、貴委員会におかれては、本意見を着実に具体化していただくとともに、独立行政法人については、なお、各方面から厳しい指摘がなされており、国民の不信感は払拭されていないことを認識し、国民の視点に立った厳格かつ客観的な評価を行っていただくよう願います。

平成20年度における日本司法支援センターの業務の実績  
に関する評価の結果等についての意見（案）

平成20年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する貴委員会の評価の結果（以下「評価結果」という。）については、以下のとおり改善すべき点がみられた。

（契約の適正化）

1 契約の適正化に係る評価に関する政府の方針及び政策評価・独立行政法人評価委員会における評価の具体的視点等

独立行政法人が締結する契約については、競争性・透明性を高め、適正化を一層推進する観点から、平成19年11月に「随意契約の適正化の一層の推進について」（公共調達の適正化に関する関係省庁連絡会議申合せ）において、「各府省の独立行政法人評価委員会において、入札・契約に係る事務が適正に執行されているかについて厳正に評価する」とされている。また、「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）においては、「随意契約見直し計画の実施状況を含む入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人による監査、評価委員会による事後評価において、それぞれ厳正にチェックする」<sup>(2)</sup>とされている。

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）としては、各法人及び各府省独立行政法人評価委員会（以下「各府省評価委員会」という。）がこれらの厳正な評価やチェックなどの要請に応えるためには、独立行政法人の長や監事、各府省評価委員会が契約の適正化に向けてそれぞれ取り組むべき内容を整理した上で、平成19年度に引き続き、契約の適正化に取り組む必要があると考える。

このため、当委員会では、二次評価を行う際の具体的な視点として「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会）及び「平成20年度業務実績評価の具体的取組について」（平成21年3月30日政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会。）（以下「評価の視点等」という。）を取りまとめ、各府省評価委員会に通知した。評価の視点等においては、契約に係る規程類、体制の整備状況、随意契約見直し計画の実施状況、契約の再委託

に係る状況把握に関する評価、さらには、応札者の範囲拡大の取組等個々の契約の競争性・透明性の確保に係る評価について、留意すべき具体的視点等を示したところである。

(注) 「随意契約見直し計画」は、「独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針」(平成19年8月10日閣議決定)において、一般競争入札等の導入、範囲拡大等を図るため、法人ごとに作成することとされているもの。当該計画は、各法人のホームページにおいて公表されている。

## 2 独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果

各府省評価委員会は、評価の視点等において示された事項を踏まえ契約の適正化に関する評価を行うこととなるが、当委員会は、より精度の高い評価活動を支援する観点から、府省の協力の下、当該評価に当たり参考になると考えられる法人等の諸データを収集・調査した。

調査の項目は、①競争性のない随意契約の状況、②1者応札の状況、③随意契約見直し計画の進捗状況、④契約規程類の措置状況、⑤再委託の状況、⑥契約執行・審査体制の状況であり、調査結果を別紙2「独立行政法人の契約の適正化に関する調査結果」として取りまとめた。

## 3 日本司法支援センターにおける契約状況

平成20年度における日本司法支援センターにおける契約の状況は、表3-①のとおりである。

平成20年度における日本司法支援センターにおける競争性のない随意契約は、19年度と比較して、13件、約3.9億円増加し、契約全体に占める競争性のない随意契約の割合は件数で15.5ポイント、金額で7.4ポイント減少している。

なお、日本司法支援センターにおいては、特定委託契約<sup>(注)</sup>について再委託契約が行われたものはない。

また、日本司法支援センターにおける一般競争入札に占める1者応札の状況は、表3-①のとおり、9件(27.3%)となっており、19年度と比較して、6件増加し、一般競争入札全体に占める1者応札の割合は6.0ポイント減少している。

(注) 特定委託契約とは「公共調達物の適正化について」(平成18年8月25日財計第2017号)において措置を求められている「試験、研究、調査又はシステムの開発及び運用等を委託(委託費によるもののほか、療費、調査費等療費の類によるものを含み、予定価格が100万円を超えないものを除く。)」

である。

表3-① 日本司法支援センターにおける契約の状況

法人名	契約の状況（上段：件数（件）、下段：金額（億円））						一般競争入札における1者応札の割合（1者応札件数（%）/一般競争入札件数） 注3	関連法人	
	平成19年度			平成20年度				関連法人数 注4	関連法人との契約がある法人 注5
	競争性のある契約 注2	競争性のない随意契約	全契約の合計	競争性のある契約	競争性のない随意契約	全契約の合計			
日本司法支援センター	12 7.8	86 6.1	98 13.9	38 17.4	99 10.0	137 27.4	9 (27.3%) 33		
合計 (法務省所管)	12 (12.2%)	86 (87.8%)	98 (100.0%)	38 (27.7%)	99 (72.3%)	137 (100.0%)	9 (27.3%) 33	-	
	7.8 (56.1%)	6.1 (43.9%)	13.9 (100.0%)	17.4 (63.5%)	10.0 (36.5%)	27.4 (100.0%)	3 (33.3%) 9		
	43,428 (45.7%)	51,530 (54.3%)	94,958 (100.0%)	63,357 (75.2%)	20,864 (24.8%)	84,221 (100.0%)	17,423 (48.8%) 35,711		
合計 (独立行政法人全体)	14,912.7 (60.2%)	9,872.3 (39.8%)	24,785.0 (100.0%)	17,865.7 (73.2%)	6,528.6 (26.8%)	24,394.1 (100.0%)	10,809 (44.5%) 24,306	371	

- (注) 1 当委員会の調査結果に基づき作成した。  
 2 競争性のある契約は、競争入札等、企画競争及び公募を示している。  
 3 府省「合計」と独立行政法人全体「合計」欄の網掛け部分は、平成19年度実績である。  
 4 関連法人数は、平成20年度における各法人の特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の合計数を記載している。  
 5 各法人の平成20年度の財務諸表等を基に、関連法人との契約がある法人に「○」を記載している。  
 6 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

#### 4 平成20年度における日本司法支援センターの業務の実績に関する評価の結果（契約の適正化に関するもの）についての意見

平成20年度における契約の適正化に関する貴委員会の評価においては、①評価を行うに当たり監事から監査の状況についてヒアリングを実施し、②評価結果において契約の適正化に関する質問及びそれに対する法人の回答を添付するなどの工夫がなされている。

しかしながら、日本司法支援センターの契約の適正化に関する評価結果について、以下のとおり、改善すべき点がみられた。

##### (1) 契約に係る規程類に関する評価結果

契約に係る規程類の整備状況については、当委員会から貴委員会に対し、平成19

年度評価意見を通知しているところであり、同意見においては、「独立行政法人における契約の適正化について（依頼）」（平成20年11月14日総務省行政管理局長事務連絡。以下「行政管理局長事務連絡」という。）の主旨をも踏まえて評価することを求めている。

貴委員会における平成20年度評価結果をみると、日本司法支援センターにおいては、表4-（1）のとおり、複数年契約に関する規定が会計規程等において明確に定められていないにもかかわらず、評価結果においては明確な規定が設けられていないことについて言及されていない。

日本司法支援センターは、国と異なり複数年契約を締結することが可能であるが、発注者の都合による契約期間中途の契約解除が困難であるため、事業環境の急激な変化により業務の変更や休止が生じたり、十分なサービスの質が確保できなかったりした場合において、かえって契約の固定化による弊害を招くおそれもあることから、適正な運用を図るため、複数年契約を締結する場合の要件等をあらかじめ定めておくべきであり、その規定の整備内容の適切性等について検証し、評価結果において明らかにする必要があると考える。

今後の評価に当たっては、行政管理局長事務連絡の趣旨を踏まえ、契約の適正化を図る観点から、契約に関する規程類の整備の有無及び規定内容を把握した上で、これらの規程類の整備内容の適切性について厳格に評価を行うとともに、その結果を評価結果において明らかにすることが望ましい。

表4-（1） 契約に係る規程類に関する評価結果

法人名	未措置の状況 (府省評価委員会の評価結果の状況)
日本司法支援センター	・複数年契約に関する規定を会計規程等において明確に定めていない（言及なし）

(注) 1 当委員会の調査結果に基づき作成した。

2 「未措置の状況」は、府省評価委員会における平成20年度業務実績評価の時点において整理した。「言及なし」とは、府省評価委員会における評価結果において言及がないものをいう。

(2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関して、日本司法支援センター

においては、表4-2)のとおり、「入札検討委員会」を設置し、評価結果において、「入札検討委員会において、入札の適正性に関する審査が行われている」旨の言及などがなされている。

また、当該法人においては、表4-2)のとおり、「監事・会計監査人のチェック強化」などの措置も採られており、評価結果において、「全ての契約について、監事監査において徹底したチェックが行われている」旨の言及などがなされている。

表4-2) 契約事務手続に係る執行体制や審査体制の確保に関する評価結果

法人名	審査組織等の設置 注2			既存体制の強化等 注4				評価結果 注5
	組織の名称 注3	組織数	左のうち外部の第三者を構成員とする組織数	監事・会計監査人のチェック強化	契約部門・原課の体制強化等	決裁過程の見直し等	その他	
日本司法支援センター	入札検討委員会	1	1	○				①②③④
合計 (法務省所管)		1	1	1	0	0	0	① 1 ② 1 ③ 1 ④ 1
合計 (独立行政法人全体)		456	90	69	43	36	28	①79 ②60 ③69 ④47

(注) 1 当委員会の調査結果に基づき作成した。

2 「審査組織等」とは、法人の経営責任者（理事長など）や執行責任者、民間有識者などから構成され、調達方式、随意契約理由、仕様書の内容、入札条件などを契約締結前後に審査する組織をいう。

3 組織が多数となる場合は、代表例を記載した。

4 「既存体制の強化等」の「その他」には、審査対象案件の拡大・額の引下げ等が含まれる。

5 評価の視点等に表示された、①審査体制の整備方針（整備していない場合は整備しないこととした方針）、②契約事務における一連のプロセス、③執行、審査の担当者（機関）の相互のけん制、④審査機関から法人の長に対する報告等整備された体制の実効性確保の考え方に留意した検証が、評価結果において言及されている場合、その番号を記載した。

### (3) 契約の第三者委託に関する評価結果

国においては、契約の第三者委託に関して、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）において、特定委託契約を行う場合には、不適切な再委託により効率性が損なわれないようその適正な履行を確保しなければならないとされており、独立行政法人も含め適切に対処することが要請されている。日本司法支援センターについては、特定委託契約の適正な履行確保のため、「一括再委託の禁止措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めている」などの措置を講じているところであるが、評価結果において表4-3)のとおり、再

委託の把握措置について、契約書のひな型等において措置条項を定めていないなど、その実効性が必ずしも十分に担保されているとは言い難い状況にあるが、その原因・理由を明らかにした上で評価がされていない。

特に随意契約は、その者にしか履行できないことを理由として締結されるものが多く、当該契約の再委託率が高い場合は、当該随意契約理由との整合性に疑問を生じると考えられ、また、関連公益法人等との取引等については透明性の確保が求められていることから、関連公益法人等に対して再委託がなされるような場合、間接的に関連公益法人等と取引があることとなるため、その状況を明らかにした上で評価を実施していく必要があると考えられる。

今後の評価に当たっては、再委託の必要性等について、契約の競争性・透明性の確保の観点からより厳格な検証を行い、必要に応じ、改善方策の検討などを促すとともに、その結果を評価結果において明らかにすることが望ましい。

なお、一般競争入札においても、1者応札で再委託割合が高率(50%以上)となっており、かつ同一の再委託先に継続して再委託がされている案件がある法人については、十分に競争の効果が発揮されているかどうか、適正な履行の確保ができていくかどうかという観点から、今後の評価に当たっては、1者応札と再委託割合の関係にも留意をしつつ評価をすることが望ましい。

表4-(3) 再委託の把握及び一括再委託の禁止に係る措置状況

法人名	原因・理由を明らかにした上での評価がされていない事項
日本司法支援センター	・再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めていない

(注) 1 当委員会の調査結果に基づき作成した。

2 特定委託契約の再委託実績の有無にかかわらず、一括再委託の禁止措置、再委託の把握措置について、契約書のひな型や内部規程等において措置条項を定めておらず、そのことについて原因・理由を明らかにした上での評価がされていない法人について本表に記載している。

#### (4) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

一般競争入札における1者応札の改善方策については、「独立行政法人における契約の適正化について(依頼)」(平成21年4月13日及び7月3日総務省行政管理局長事務連絡)により、1者応札について改善方策を取りまとめ、平成21年7月末ま

で公表するよう、各府省を通じて独立行政法人に要請されたところであり、現在すべての法人において改善方策が取りまとめられ、ウェブサイトで公表されているところである。

一般競争入札における1者応札に関し、日本司法支援センターについては、1者応札となっている原因等の把握がなされた上で、改善方策の妥当性等について言及されている。

表4-4) 一般競争入札における1者応札に関する評価結果

府省名	法人名	1者応札率が50%以上となっている	1者応札件数割合が平成19年度より増加している	契約の状況(上段:件数(件)、下段:金額(億円))								評価結果
				平成19年度一般競争入札数(A)	平成19年度一般競争入札における1者応札数(B)	平成19年度一般競争入札における1者応札割合(C) (B÷A)	平成20年度一般競争入札数(D)	平成20年度一般競争入札における1者応札数(E)	平成20年度一般競争入札における1者応札割合(F) (E÷D)	増減(E-B) (E-B)	割合増減(F-C) (F-C)	
法務省	日本司法支援センター			9	3	33.3%	33	9	27.3%	6	-6.1%	○
				0.9	0.7	77.8%	14.1	1.4	9.9%	0.7	-67.8%	
合計 (独立行政法人全体)		33法人	57法人	24306	10809	44.5%	35711	17423	48.8%	6614	4.3%	
				9575.1	2664.6	27.8%	11475.4	4377.9	38.2%	1713.3	10.3%	

(注) 1 当委員会の調査結果に基づき作成した。

2 一般競争入札において1者応札となっている理由等を把握した上で、改善方策の妥当性等について言及がされている法人は、評価結果欄に「○」を記入した。

3 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において差引き・合計とは合致しないものがある。